

平成 29 年 第 1 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年1月5日（木） 午前9時00分～午前10時10分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員（30 人）

1番 片渕久司 委員	2番 木室徳好 委員	3番 岩永廣康 委員
4番 永松英昭 委員	5番 島ノ江 薫 委員	6番 渡辺清一 委員
10番 大曲昭太 委員	11番 川崎 悟 委員	12番 山口雪人 委員
13番 松尾利助 委員	14番 中村康則 委員	15番 吉岡保則 委員
16番 山口八州男 委員	17番 稲富正信 委員	18番 片渕秋正 委員
19番 山崎春樹 委員	21番 角 眞人 委員	22番 鐘ヶ江善三 委員
25番 溝口修一郎 委員	26番 石田義明 委員	27番 永石幸人 委員
28番 内野さよ子 委員	29番 久原菊恵 委員	30番 緒方昭久 委員
32番 白武一正 委員	33番 土井力雄 委員	34番 小柳眞佐美 委員
35番 本山法夫 委員	36番 吉原春樹 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員（7 人）

7番 木下善明 委員	8番 小野愛子 委員	9番 溝口一博 委員
20番 松尾和義 委員	23番 竹下一彦 委員	24番 中村勝郎 委員
31番 井崎陽子 委員		

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定について
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) あっせん申出の取下げについて

業務連絡事項	(1) 第 2 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	田中進一	農地農政係長	野中和男
農地農政係	三原淳老	平田宰子			

7. 会議の概要

事務局長 おはようございます。どうも明けましておめでとうございます。ことしもどうぞよろしく願いいたします。

ただいまより平成29年第1回の白石町農業委員会総会を開会いたします。

まず初めに、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 それでは、総会の前に一言ですけど、議事録、白石町のホームページの中に、毎月開かれています議事録を事務局でつくっておりますけども、総会の議事録をホームページで公開しております。国の交付金の基準の算定の中に議事録の公表が言われておまして、今までは議事録をつくって事務局に置いておりましたので、それを見に来ていただいた方に見せるということで公表しておりますということにしておりましたけれども、それではいけないということで、ホームページ上に公表をしてくださいと言われてまして、公表しているのを国のほうか本省のほうで確認をしますということでしたので、今年の4月分から4、5、6、7まで4カ月分を今ホームページ上に載せております。

○番 今年のことでしょ。

事務局長 今年の4月から7月。

○番 載せるということ。

事務局長 載せてます。今4月から7月、もう載せております。

○番 去年の分でしょ。

事務局長 去年ですね、すみません。

地番など個人が特定できる部分は黒丸にして議事録として載せております。

その議事録をつくるのを委託しておりますが、委託して帰ってきた分をまたチェックして冊子としてとっておく分、それから公表する分というふうにつくっております。議事録を起こすときに発言を誰がしたかというのが、私たちがするわけじゃないのでわかりませんので、発言の前に手を上げていただいて、議長からどうぞと言われてから、番号を言ってから発言をしていただきたいなと思います。私たちが聞いていて、声でよくわからない時があるんですよ。指名を受けた方が発言をするということをお願いしたいと思います。少し面倒になりますが、

その手順を踏まないと誰が発言したかというのが後でわからなくなりますのでお願いしたいと思います。

それから、方言につきましては極力、発言はそのままということですので方言のまま載せておりますが、方言になるとどうしても平仮名が多くなってわかりにくい部分があります。それと、私たちが方言を少し直すと、委員さんの発言とニュアンスが若干違ったようになる可能性もあるので、極力直さずいておりますので、発言の際に迷われるかもわかりませんが、ちょっとわかりやすい表現に。なかなか方言まで共通語に直せと言われても難しいところがあるのですが、わかりやすい言葉で発言をしていただきたいと思います。

すみません、ご面倒をおかけしますがよろしくお願いいたします。

本日は、欠席が多くて、7番の木下善明委員、それから8番の小野愛子委員、9番の溝口一博委員、20番松尾和義委員、23番竹下一彦委員、24番中村勝郎委員、31番井崎陽子委員より欠席の届け出がっております。

本日の出席委員数は30名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより以降の進行につきましては、白石町農業委員会会議規則によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。
1番の片渕久司委員、2番の木室徳好委員を指名いたします。
それでは、議事に入ります。

1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第1号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。
議案番号第1号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案番号第1号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字大渡字岡崎〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が田の31,657㎡、畑300㎡、合計の31,957㎡。貸し付け人、白石町大字大渡〇〇番地、岡崎の〇〇さん。借り受け人、同じく白石町大字大渡〇〇番地、岡崎の子である〇〇さんです。耕作面積は、田61,210㎡、畑877㎡、

合計62,087㎡。稼働力、男1、女1。申請の事由は、借り受け人が〇〇さん、〇〇さんの妻ですが、〇〇さんより夫の〇〇さんに変更になっております。期間が平成29年1月5日から59年1月31日までです。

経営移譲年金受給継続のための使用貸借権の設定となっております。借り受け人の〇〇さんは42年間農業に従事され、取得後もこれまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、農地法第3条の要件を満たしておられるものと判断しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま説明終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これは全員賛成と認め、議案番号第1号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第2号

議長 続きまして、議案番号第2号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第2号。権利の種類、所有権の移転、売買。申請農地の表示、大字湯崎字川津〇〇番、〇〇番、畑の136㎡。譲渡人、白石町大字堤〇〇番地、嘉瀬川の〇〇さん。譲受人、白石町大字湯崎〇〇番地、川津の〇〇さん。耕作面積、田5,609㎡、畑1,674㎡、合計の7,283㎡。稼働力、男1、女1。申請の事由は、譲受人の要望となっております。

譲受人は長年農業に従事されており、取得後もこれまで同様全ての農地を効率的に利用され、適切に利用されるものと判断し、申請を受理しております。

議案位置図につきましては、2ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として、12月20日に事務局と譲受人と現地確認を行いました。申請農地は宅地と用水路に挟まれた狭小な畑で、野菜等の栽培のみ適しており、隣接宅地が現在空き家となっていることから、用水路を挟んだ隣接する農地の所有者である譲受人の利用が適当であると思われます。譲受人は申請地の隣接農地の耕作をされており、収穫した農作物は地元の直売所に出荷されているとのことです。今後、申請地において周辺地域と協力しながら耕作される予定であることから、申請の所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
補足説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員、賛成と認め、議案番号第2号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第3号

議長 続きまして、議案番号第3号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第3号。権利の種類、所有権の移転、売買。申請農地の表示、大字遠江字松〇〇番、面積、田の5,428㎡。譲渡人、白石町大字築切〇〇番地、道目の〇〇さん。譲渡人、白石町大字築切〇〇番地、道目の〇〇さん。耕作面積、田の16,040㎡、畑305㎡、合計の16,345㎡。稼働力、男2、女1。申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。

譲受人は兼業農家として長年農業に従事されており、今回の農地取得後もこれまで同様全ての農地の適切な利用が認められ、農地法第3条第2号の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として12月28日に事務局と現地確認を行いました。申請地は昨年11月にあっせん申し出があっており、あっせん人として買い手を探しておりましたが、今回譲渡人、譲受人の希望によって農地法3条での申請となっております。譲受人は、購入後を合わせますと約1.6haの農地を耕作されることになり、今後申請地においても周辺地域と協力しながら耕作される予定であることから、申請の所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第3号は申請どおり当委員会ですべて許可することに決定をいたします。

議案番号第4号

議長 続きまして、議案番号第4号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第4号。権利の種類、所有権の移転、贈与です。申請農地の表示、大字牛屋字大五搦〇〇番、面積、田の889㎡。譲渡人、白石町大字横手〇〇番地、中南の〇〇さん。譲受人、白石町大字牛屋〇〇番地、新興の〇〇さん。耕作面積が田の17,492㎡。稼働力、男1、女1。申請の事由、譲渡人、譲受人双方の要望。

譲受人は兼業農家として長年農業をされておりました。今回、退職を機に農業に従事されることとなり、農地取得後もこれまで同様全ての農地の適切な利用が認められると判断し、申請を受理しております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 これについても地元委員の補足説明を求めます。

○番 ○番、○○です。地元農業委員として12月20日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請の経緯については、大分昔の話となりますが、譲渡人の○○さんの前の所有者の方から、譲受人、○○さんの父、○○さんが今回の申請地の購入をされていたとのことですが、長い間、前所有者の都合で所有権移転の届けがなされないままになっておりました。その後、登記を行おうとされましたが、そのときは○○家が営農をやめられていたため、仕方なく親類で営農をされていた譲渡人、○○さんへの所有権移転の登記をされていたところでした。そして、このたび譲受人、○○さんの退職を機に農業を再開されることとなったため、本来の所有者となるべき譲受人への所有権を移されることになっております。譲受人は、米・麦を中心に約1.7haの耕作を計画しておられ、また今後周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
 地元委員の補足説明が終わりました。
 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第4号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第5号、議案番号第6号

議長 続きまして、議案番号第5号と議案番号第6号は同一案件、交換ということで同一案件なので、一括で説明を求めます。

事務局長 議案番号第5号。権利の種類、所有権の移転、交換。申請農地の表示、大字新拓○○番、面積、田の989㎡。譲渡人、白石町大字牛屋○○番地、新興の○○さん。譲受人、白石町大字牛屋○○番地、新興の○○さん。耕作面積が田の17,492㎡。稼働力、男1、女1。

議案番号第6号。権利の種類、所有権の移転、交換。申請農地の表示、大字新

明〇〇番、面積、田の936㎡。譲渡人、白石町大字牛屋〇〇番地、新興の〇〇さん。譲受人、白石町大字牛屋〇〇番地、新興の〇〇さん。耕作面積が田の5,822㎡。稼働力、女1。申請の事由につきましては、両方とも譲渡人、譲受人双方の要望となっております。

双方の農地の集積を目的とした交換で、それぞれ借り受け人は長年農業に従事されており、取得後も全ての農地を効率的に耕作され、適切に利用されるものと判断し、申請を受理しております。

議案位置図につきましては、4ページ、5ページをそれぞれご参照ください。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 これについても地元委員の補足説明を議案番号第5号、議案番号第6号と一緒にお願いいたします。

〇番 〇番、〇〇です。地元農業委員として12月20日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局長からの説明もあったように農地集約を目的とした農地交換であります。世帯ごとの営農状況につきましては、議案番号第5号の譲受人、〇〇さんは米・麦を中心に1.7haの耕作を計画され、議案番号第6号の譲受人、〇〇さんは米・麦を中心に約0.6haを、一部機械作業等については〇〇さんとともに作業委託を行いながら耕作される計画をしておられます。両名とも周辺の地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

議案番号第5号、議案番号第6号について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第5号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第6号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第6号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第7号

議長 続きまして、議案番号第7号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第7号。権利の種類、所有権の移転、贈与。申請農地の表示、大字横手字弁財搦〇〇番、大字新開〇〇番、〇〇番、面積、田の2,243㎡、畑3,819㎡、合計の6,062㎡。譲渡人、白石町大字牛屋〇〇番地、共栄の親である〇〇さん。譲受人、白石町大字牛屋〇〇番地、共栄の子である〇〇さん。耕作面積、田2,243㎡、畑3,819㎡、合計の6,062㎡。稼働力は男1。申請の事由としまして、新規就農する子に対する贈与。相続時精算課税制度の適用となっております。

子である〇〇さんは、昨年11月に町の認定新規就農者として認定を受けられております。今回取得される農地を適切に利用されるものと判断し、申請を受理しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
何かございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第7号は申請どおり当委員会で許可することに決定をいたします。

議案番号第8号

議長 続きまして、議案番号第8号の事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第8号。権利の種類、所有権の移転、売買。申請農地の表示、大字戸ヶ里字一本松〇〇番、面積の田1,435㎡。譲渡人、佐賀市高木瀬東〇丁目〇番〇

号、佐賀市の〇〇さん。譲受人、白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻里津の〇〇さん。耕作面積、田7,778㎡、畑326㎡、合計の8,104㎡。稼働力、男2。申請の事由、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。

譲受人は作業委託等を行いながら、他の農地同様適切な利用が認められ、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2号の各号にも該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 これについては、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。本件を担当している〇番の〇〇委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書を預かっておりますので、代読させていただきます。

地元農業委員として12月24日に譲受人及び事務局と現地確認を行いました。譲受人は現在米・麦・大豆を中心に0.7haの規模で営農をされております。今回譲渡人が売却を希望されたところ、申請農地が譲受人の自宅並びに会社施設に隣接していることもあり購入されることとなりました。譲受人は、今後周辺地域と協力して耕作されることをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。

 地元委員の補足説明が終わりました。

 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

 (質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第8号に賛成の方の挙手を求めます。

 (挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第8号は申請どおり当委員会ですべて許可することに決定をいたします。

 議案番号第9号

議長 続きまして、議案番号第9号、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案番号第9号。権利の種類、所有権の移転、売買です。申請農地の表示、大字横手字四本松箆〇〇番、〇〇番、面積、田2,929㎡。譲渡人、東京都板橋区赤塚新町〇丁目〇番〇号、東京都の〇〇さん。譲受人、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さん。耕作面積が田の17,400㎡、畑97㎡、合計17,497㎡。稼働力、男1、女1。申請の事由、譲受人の要望。

申請地は譲受人の宅地周りの田であります。譲受人は兼業農家として10年間農業をされており、取得後もこれまで同様全ての農地の効率的利用が認められ、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2号の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をしております。

議案位置図につきましては、10ページをごらんください。

以上で説明を終わります。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として12月20日、譲受人及び事務局と現地確認を行いました。譲受人は現在米・麦・大豆を中心に1.7haの規模で営農されております。今回は申請農地が譲受人の自宅周りの農地であり、現在借り受けて耕作もされていたことから、購入を希望されました。譲受人は今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転について問題ないと判断いたします。審議方よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第9号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第9号は申請どおり当委員会ですべて許可することに決定をいたします。

議長 続きます、「農地法第4条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号第10号、事務局の説明を求めます。

事務局長 農地法第4条の規定による許可申請について。

議案番号第10号。申請農地の表示、大字福富下分字大福〇〇番、面積、田の1,247㎡。申請者、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。転用目的が農業用資材置き場。転用の事由としまして、申請人は肥育農家でWCS等の刈り取りを約6ha作業受託しておられる。WCS等のロール置き場が不足しているため、牛舎近くにロール置き場を整備したい。事業または施設の概要、農業用資材置き場、ロール置き場です、ほか1,441㎡。参考としまして、雑種地と同時利用となっております。位置及び影響等、東、町道、西、農道、南、宅地、田、北、田。面積の検討、適当。その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に決定公告をしております。

農地区分、農用地区域内の農地。農地区分の該当事項としまして、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更となっております。申請地の隣接した田は本人の所有でもあり、周辺農地や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も満たしておられることから、申請は妥当と判断して受理をしております。

位置図につきましては、11から13ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。本件を担当している〇番の〇〇委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書を預かっていますので、代読させていただきます。

地元農業委員として12月20日に事務局と現地確認を行いました。申請人は肥育農家で、WCS等の刈り取りを約6ha作業受託しておられます。事務局から説明がありましたとおり、WCS等のロール置き場が不足しているため、牛舎の近くにロール置き場を整備したいとのことです。図面にありますように隣接する雑種地は平成18年1月にロール置き場として整備されておりますが、WCS等の刈り取り作業受託拡大により雑種地にロールがおさまらないため、申請地と同時利用する計画です。隣接農地は自作地であり、排水等周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第10号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め議案番号第10号は原案のとおり申請を許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

3. 農地法第5条の規定による許可申請について
議案番号第11号

議長 続きまして、「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。
議案番号第11号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第11号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字牛屋字桜木籠〇〇番、面積、畑の215㎡。譲渡人、佐賀市兵庫町大字藤木〇〇番地、佐賀市の〇〇さん。譲受人、白石町大字牛屋〇〇番地、新興の〇〇さん。転用目的としまして、駐車場と家庭菜園。転用の事由、現在使用している車庫が古く、また車庫までの通路が狭く不便であるため、道路へ面している申請地に駐車場を整備し、残地は家庭菜園として利用をしたい。事業または施設の概要、駐車場45㎡、家庭菜園48㎡、その他122㎡。位置及び影響等、東、町道、西、宅地、南、田、北、農道。面積の検討、適当。その他参考事項として、農振除外が平成10年10月23日に決定公告をしております。

農地区分としまして第1種農地。農地区分の該当事項、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、転用は原則不許可となっておりますが、許可基準の該当事項としまして既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限っております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。

位置図につきましては、14から16ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いいたします。

○番 ○番、〇〇です。地元農業委員として12月20日に借り受け人及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、ひとり暮らしをされている借り受け人が車を駐車する際、高齢によりこれまで利用していた駐車場の駐車が困難となったため、道路に面している申請地に駐車場を整備され、その残地については家庭菜園として利用されているものであります。申請地は宅地寄りの狭小な畑であり、周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
地元委員の補足説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第11号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
これも全員賛成と認め、議案番号第10号は原案のとおり申請を許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

4. 平成29年白石町農用地利用集積計画（1号）の承認決定について 議案番号第12号

議長 続きまして、議案番号第12号「平成29年白石町農用地利用集積計画（1号）の承認決定について」事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第12号の農用地利用集積計画（1号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転関係でございます。今回は3件となっております。整理番号1番から読み上げさせていただきます。

整理番号1番。買い手、道目、〇〇さん。売り手、道目、〇〇さん。土地の表

示は、大字遠江字松〇〇番、田の1筆で3,477㎡、利用目的は米・麦・タマネギ。所有権の移転時期は平成29年1月6日。支払い期限は平成29年8月31日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は九州ひぜん信用金庫への振り込み。取得後の経営面積は65,320㎡です。認定農業者です。

整理番号2番。買い手、北揚、〇〇さん。売り手、道目、〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字松〇〇番、田の1筆で面積は4,948㎡。利用目的は米・レンコン。所有権の移転時期は平成29年1月6日。支払い期限は平成29年6月30日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は九州ひぜん信用金庫への振り込み。取得後の経営面積は116,457㎡、認定農業者です。

整理番号3番。買い手、六ヶ里、〇〇さん。売り手、室島、〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、同じく〇〇番、畑の2筆で面積は6,888㎡。利用目的はタマネギ・大豆・キャベツ。所有権の移転時期は平成29年1月6日。支払い期限は平成29年1月31日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は319,642㎡、認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。2ページから4ページにかけて37件の計画が提出され、全てが賃借権設定となっております。そのうち新規が15件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが5件で、再設定は22件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは23件です。今回の利用権の総面積は155,321㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは2件、個人によるものが35件となっております。なお、今回の計画の中で、未相続農地は6件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、37件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員はそれぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。

議案番号第12号、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決に入ります。

議案番号第12号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第12号は原案のとおり当委員会で承認することに決定をいたします。

-
5. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
議案番号第13号～議案番号第18号

議長 続きます、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」議題といたします。

議案番号第13号から議案番号第16号まで農地の売り渡し希望に関する案件です。一括して事務局の説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売り渡し希望。

議案番号第13号。所在農地、大字福富字福田搦〇〇番、田の6,436㎡。あっせん申し出者、白石町大字築切〇〇番地、道目の〇〇さん。

議案番号第14号。大字新拓〇〇番、田の2,912㎡。あっせん申し出者、白石町大字新拓〇〇番地、新拓3号の〇〇さん。

議案番号第15号。大字八平字八平〇〇番、畑の3,190㎡。あっせん申し出者、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん。

議案番号第16号。大字廿治字吉村杉〇〇番、田の2,138㎡。あっせん申し出者、東京都杉並区西萩北〇丁目〇番〇号、東京都の〇〇さん。

議案番号第13号から議案番号第16号まで4件につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、あっせん委員をよろしくお願いいたします。
議案番号第13号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番ですね。
議案番号第14号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番ですね。

それから、議案番号第15号。

○番 ○番と○番です。

議長 ○番。

○番 はい。

議長 ○番ですね。
議案番号第16号。

○番 ○番と○番です。

議長 ○番と○番ですね。
それでは、確認をいたします。
議案番号13号は○番○○委員と○番○○委員、議案番号第14号が○番○○委員と○番○○委員、議案番号第15号が○番○○委員と○番○○委員、議案番号第16号が○番○○委員と○番○○委員ですね。
それでは、事務局の担当を言っていただきます。

事務局長 担当を申し上げます。

議案番号第13号と議案番号第14号が○○、それから議案番号第15号が○○、議案番号第16号が○○でお願いしたいと思います。

農地の借り受け、買い受け希望を申し上げます。

議案番号第17号。希望農地の条件としまして、1つ目が福富、北有明、白石地区であること、それから2番目の条件としまして1区画50a以上で合計50a。作付作目がレンコンとなっております。借り受け、買い受けどちらも希望されております。あっせん申し出者、白石町大字福富○○番地、東区の○○さん。

議案番号第18号。希望農地の条件、北有明地域、白石町全域でもよい、2番、合計が60から90a、作付作目がレンコン、こちらも借り受け、買い受けどちらもよいということです。あっせん申し出者、白石町大字新拓○○番地、新拓の○○さんです。

以上で説明を終わります。

議長 これについても選任をお願いいたします。
議案番号第17号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と。

○番 ○番。

議長 議案番号第18号。
○○さん。

○番 私ですか。

○番 ほら、こういうことも農業委員さんに相談もせずにあっせんしてほしいと言っている。農業委員さんにも頼まれた農地がある。どちらを優先するかといえば…
…。

事務局長 事務局にあっせん申し出に来られるときには、必ず地元の農業委員さんに相談に行ってくださいと伝えております。

○番 相談されていないので、何とも言いようがない。相談されていたらはいと言うが。相談に来ていない。

事務局長 それでは、本人さんにも農業委員へ相談に行くように伝えますのでよろしくお願ひします。

○番 この前の○○さんと一緒。○○さんも相談を受けていなかったから、あのような話になった。

事務局長 必ず行ってくださいと言っておきます。

○番 やっぱり米麦が良くないから、レンコンは余計できている。個人でも頼まれている。こういう申し出が出たものより優先するのはやっぱり個人で頼まれているところ。

事務局長 個人で頼まれているというのは、あっせん申し出もされてなくて……。

○番 農地が出た場合には、私に借してくださいということを。

事務局長 お願いしますと……。

○番 何も言われなければただ名前を書くだけ。それでは恐らくしないはず。売買は大体頼まれてしているので、あっせん申し出が出ている。それと、この買い受け希望はなかなか出ていないはず。だから、事務局がその辺を借り受け希望者に徹底して言ってもらわないといけないのではないか。

事務局長 では、事務局のほうから本人さんたちには伝えるように言っておりますが、事務局のほうから一報、委員さんのほうにも入れるように工夫をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 申し出をしたときに言わないといけない。これを先に言わないといけない。それではどうですか。

○番 話は戻りますが、○番の〇〇です、一応言います。

この方は私の家の隣の方で、事務局に行かれて、事務局から言われてうちへ来られましたが、あっせんをするにもある程度順序があるので本人が相談に来られたら動けるのにと私は思う。原則論というか、人の財産を扱うというのは、僕らも軽々しく農業委員だからとその冠がついただけでしていいものかというところもある。トラブルにならないためにはやっぱり本人さんが来て、本人さんとよく話し合ってからあっせん申し出じゃないと。

そこら辺を鑑みて、やっぱり相談はしてもらったほうが。だから、ご指名されたら私があっせん委員になります。

議長 ○番と、あと一人は誰で。

○番 だからあと一人も。全町からと書いてあるから、どなたでも良いわけでしょう。どなたか一人。

議長 〇〇さん、どうですか。

○番 いいですよ。

議長 それでは、議案番号第17号については○番〇〇委員と○番〇〇委員、議案番号第18号については○番〇〇委員、○番〇〇委員。よろしくお願いいたします。

議長 これで全議案終了いたしましたので、続いて報告事項のほうに移ります。

- 事務局 (事務局より報告事項を行う)
1. 合意解約の報告
 2. あっせん申出の取下げについて

議長 続いて、業務連絡事項。

- 事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
1. 第2回農業委員会総会の日時及び場所
 2. その他 農地パトロール(冬期)について
農業委員研修会について
農業委員の改選について
新年会の開催について

(配付物)

- ・ 報酬等明細
- ・ 平成28年農業委員活動記録セット
- ・ 農業委員手帳

議長 それでは、これもちまして本日の総会を閉じさせていただきます。
どうもご苦勞さまでした。

閉会時刻 10時10分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員